

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表
(2024年7月1日改定)

改定前	改定後
<p>第1章 <一般条項></p> <p>第6条 (カードの利用可能枠)</p> <p>1. <省略></p> <p>2. ショッピング利用可能枠のうち、本規約第31条(ショッピングの利用代金等の支払方法)の第2項から第6項に定める「2回払い」・「ボーナス1回払い」・「分割払い」・「ボーナス併用分割払い」・「リボルビング払い」によるショッピング利用代金の合計残高を、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で「割賦利用可能枠」として当社が定めた金額以内とします。なお、「割賦利用可能枠」は、ショッピング利用可能枠の範囲内とし、本規約第31条第1項に定める「1回払い」によるショッピング利用代金を含まないものとします。</p> <p>3.～5. <省略></p>	<p>第1章 <一般条項></p> <p>第6条 (カードの利用可能枠)</p> <p>1. <省略></p> <p>2. ショッピング利用可能枠のうち、本規約第31条(ショッピングの利用代金等の支払方法)の第2項から第7項に定める「2回払い」・「ボーナス1回払い」・「分割払い」・「ボーナス併用分割払い」・「リボルビング払い」・「スキップ払い」によるショッピング利用代金の合計残高を、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で「割賦利用可能枠」として当社が定めた金額以内とします。なお、「割賦利用可能枠」は、ショッピング利用可能枠の範囲内とし、本規約第31条第1項に定める「1回払い」によるショッピング利用代金を含まないものとします。</p> <p>3.～5. <省略></p>
<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したとき(本条第2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス1回払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該分割支払金に対し年14.6%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。</p> <p>(2) 1回払いもしくはリボルビング払いの取引、または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス1回払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.6%を乗じた額。</p>	<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したとき(本条第2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払い及びスキップ払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該分割支払金、スキップ払い支払金に対し年14.6%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。</p> <p>(2) 1回払いもしくはリボルビング払いの取引、または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払い及びスキップ払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.6%を乗じた額。</p>

改定前	改定後
<p>2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでショッピング支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 本条第1項(1)の取引については、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 本条第1項(2)の取引については、ショッピング支払金の残金全額に対し年 14.6%を乗じた額。</p> <p>3. <省略></p>	<p>2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでショッピング支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 本条第1項(1)の取引については、分割支払金、<u>スキップ払い支払金</u>の残金全額に対し法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 本条第1項(2)の取引については、ショッピング支払金の残金全額に対し年 14.6%を乗じた額。</p> <p>3. <省略></p>
<p>第19条 (会員の都合による退会)</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、所定の届出用紙の提出または電話による届出等の当社所定の方法により届出するものとします。本会員が退会した場合は、家族会員も同時に退会となります。</p> <p>この場合、当社に対する残債務がない場合は、退会の届出をもって、当社に対する残債務がある場合は、その全額が完済されたときをもって退会したものとします。</p> <p>2. 本会員または家族会員本人の意思により、家族会員のみ退会する場合も、本条第1項に定める方法により届出するものとします。</p> <p>3. 本条第1項及び第2項により退会した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断了うえて破棄するものとします。</p> <p>【新設】</p>	<p>第19条 (会員の都合による退会)</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、所定の届出用紙の提出または電話による届出等の当社所定の方法により届出するものとします。本会員が退会した場合は、家族会員も同時に退会となります。</p> <p>この場合、当社に対する残債務がない場合は、退会の届出をもって、当社に対する残債務がある場合は、その全額が完済されたときをもって退会したものとします。</p> <p>2. 本会員または家族会員本人の意思により、家族会員のみ退会する場合も、本条第1項に定める方法により届出するものとします。</p> <p>3. 本条第1項及び第2項により退会した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断了うえて破棄するものとします。</p> <p><u>4. 退会後においても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
<p>第21条 (会員資格の喪失等)</p> <p>1. 当社は、会員が第17条第1項・第2項のいずれかに該当したとき、本規約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたときなど、当社が会員として適当でないと認めたときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。</p>	<p>第21条 (会員資格の喪失等)</p> <p>1. 当社は、会員が第17条第1項・第2項のいずれかに該当したとき、本規約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたときなど、当社が会員として適当でないと認めたときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。</p>

改定前	改定後
<p>2. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない、または本会員が申告した住所宛に送付したカードを本会員が受領できなかった場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。</p> <p>3. 会員が死亡した場合、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合は、会員資格を喪失するものとします。</p> <p>4. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。</p> <p>5. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。</p> <p>6. 本条第1項から第4項により会員資格を喪失した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断したうえで破棄するものとします。</p> <p>【新設】</p>	<p>2. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない、または本会員が申告した住所宛に送付したカードを本会員が受領できなかった場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。</p> <p>3. 会員が死亡した場合、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合は、会員資格を喪失するものとします。</p> <p>4. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。</p> <p>5. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。</p> <p>6. 本条第1項から第4項により会員資格を喪失した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断したうえで破棄するものとします。</p> <p><u>7. 会員資格喪失後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
<p>第2章 <ショッピング条項></p> <p>第31条 (ショッピングの利用代金等の支払方法)</p> <p>1.～5. <省略></p> <p>6. 「リボルビング払い」の場合、会員が、入会時または変更届により、当社が予め定めた元利定額方式の支払コース(5千円から3万円まで5千円単位)の中から指定した支払コースによる毎月の支払額(以下、「弁済金」といいます。)を支払うものとします。ただし、当社が支払コースを指定する場合があります。当該弁済金には、締切日のリボルビング払い利用代金の残高に対する当社所定の手数料を含むものとします。なお、リボルビング払い利用代金の残高に手数料を加算した額が、コース別の毎月の支払額に満たない場合は、残金を一括して支払うものとします。なお、「リボルビング払い」の利用は当社が指定した加盟店に限ります。</p>	<p>第2章 <ショッピング条項></p> <p>第31条 (ショッピングの利用代金等の支払方法)</p> <p>1.～5. <省略></p> <p>6. 「リボルビング払い」の場合、会員が、入会時または変更届により、当社が予め定めた元利定額方式の支払コース(5千円から3万円まで5千円単位)の中から指定した支払コースによる毎月の支払額(以下、「弁済金」といいます。)を支払うものとします。ただし、当社が支払コースを指定する場合があります。当該弁済金には、締切日のリボルビング払い利用代金の残高に対する当社所定の手数料を含むものとします。なお、リボルビング払い利用代金の残高に手数料を加算した額が、コース別の毎月の支払額に満たない場合は、残金を一括して支払うものとします。なお、「リボルビング払い」の利用は当社が指定した加盟店に限ります。</p>

改定前	改定後
<p>(1) リボルビング払いの手数料率は、実質年率 12.0% とします。</p> <p>【新設】</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 弁済金の具体的算定例</p> <p>[3月6日に10万円ご利用 支払期日毎月26日 弁済金1万円コースの場合]</p> <p>(1年が365日の場合)</p> <p>(第1回目お支払い 4月26日)</p> <p>手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times (12.0\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 854 \text{ 円}$</p> <p>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 854 \text{ 円} = 9,146 \text{ 円}$</p> <p>(第2回目お支払い 5月26日)</p> <p>手数料充当分 $(100,000 \text{ 円} - 9,146 \text{ 円}) \times (12.0\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 896 \text{ 円}$</p> <p>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 896 \text{ 円} = 9,104 \text{ 円}$</p> <p>【新設】</p> <p>(4) <省略></p> <p>【新設】</p>	<p>(1) リボルビング払いの手数料率は、実質年率 12.0% とします。</p> <p><u>2025年4月1日利用分より実質年率15.0%となります。</u></p> <p><u>※支払方法変更により2025年3月31日以前の利用分を2025年4月1日以降にリボ払いに変更した場合は実質年率12.0%の適用となります。</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 弁済金の具体的算定例</p> <p>[3月6日に10万円ご利用 支払期日毎月26日 弁済金1万円コースの場合]</p> <p>(1年が365日の場合)</p> <p>(第1回目お支払い 4月26日)</p> <p>手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times (12.0\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 854 \text{ 円}$</p> <p>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 854 \text{ 円} = 9,146 \text{ 円}$</p> <p>(第2回目お支払い 5月26日)</p> <p>手数料充当分 $(100,000 \text{ 円} - 9,146 \text{ 円}) \times (12.0\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 896 \text{ 円}$</p> <p>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 896 \text{ 円} = 9,104 \text{ 円}$</p> <p><u>※2025年4月1日以降(年率15.0%)の弁済金の具体的算定例</u></p> <p><u>(第1回目お支払い 4月26日)</u></p> <p><u>手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times (15.0\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 1,068 \text{ 円}$</u></p> <p><u>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,068 \text{ 円} = 8,932 \text{ 円}$</u></p> <p><u>(第2回目お支払い 5月26日)</u></p> <p><u>手数料充当分 $(100,000 \text{ 円} - 8,932 \text{ 円}) \times (15.0\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 1,122 \text{ 円}$</u></p> <p><u>元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,122 \text{ 円} = 8,878 \text{ 円}$</u></p> <p>(4) <省略></p> <p><u>7. 「スキップ払い」の場合、会員が第39条第2項によりスキップ払いを指定した場合、利用代金に当社所定のスキップ払い手数料を加算した金額を、会員が指定した月の約定支払日に一括(1回)で支払うものとします。</u></p> <p><u>(1) スキップ払い手数料率は、実質年率15.0%(月利</u></p>

改定前	改定後
<p>7. ショッピングの利用代金等については、当社が認めた場合、当社所定の方法で随時に支払うことができます。ただし、会員が、各月の締切日以降、分割支払金または弁済金を、当該月の支払期日前に支払う場合は、その月分の分割払い手数料またはリボルビング払い手数料を含む請求額を支払うものとします。</p>	<p><u>1.25%</u>とします。</p> <p><u>手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰越月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)</u></p> <p><u>支払期間：三菱UFJファクター名義にて口座振替される金融機関の場合 55日～240日</u></p> <p><u>上記以外の金融機関の場合 54日～239日</u></p> <p><u>(2) スキップ払いの支払例</u></p> <p><u>[7月10日に1回払いにて1万円ご利用(8月26日お支払い分にてご利用)し、お支払い月を10月へ変更した場合]</u></p> <p><u>①お支払い元金 10,000円</u></p> <p><u>②手数料 250円(10,000円×(15.0%/12ヵ月)×繰越月数2ヵ月)</u></p> <p><u>③10月26日の支払額(支払総額) 10,250円</u></p> <p><u>(①+②)</u></p> <p>8. ショッピングの利用代金等については、当社が認めた場合、当社所定の方法で随時に支払うことができます。ただし、会員が、各月の締切日以降、分割支払金、<u>スキップ払い支払金</u>または弁済金を、当該月の支払期日前に支払う場合は、その月分の分割払い手数料、<u>スキップ払い手数料</u>またはリボルビング払い手数料を含む請求額を支払うものとします。</p>
<p>第35条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. ～5. <省略></p> <p>6. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。</p> <p>(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(3) 会員が、2回払い、分割払い、ボーナス1回払い、ボーナス併用分割払いを指定した場合で、1回の</p>	<p>第35条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. ～5. <省略></p> <p>6. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。</p> <p>(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(3) 会員が、2回払い、分割払い、ボーナス1回払い、ボーナス併用分割払い、<u>スキップ払い</u>を指定した</p>

改定前	改定後
<p>カード利用に係る支払総額（分割支払金合計に頭金を加算した額をいいます。）が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払い利用の場合は、現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p>(4) 日本国外の加盟店でカードを利用したとき。</p> <p>(5) 本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>(6) 本条第1項(1)、(2)、(4)の事由が会員の責に帰すべきとき。</p> <p>7. ～8. <省略></p>	<p>場合で、1回のカード利用に係る支払総額（分割支払金 <u>又はスキップ払い支払金</u> 合計に頭金を加算した額をいいます。）が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払い利用の場合は、現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p>(4) 日本国外の加盟店でカードを利用したとき。</p> <p>(5) 本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>(6) 本条第1項(1)、(2)、(4)の事由が会員の責に帰すべきとき。</p> <p>7. ～8. <省略></p>
<p>第38条（早期完済の割引）</p> <p>会員は、当初の契約通りにショッピングの支払金を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。</p>	<p>第38条（早期完済の割引）</p> <p>会員は、当初の契約通りにショッピングの支払金を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料 <u>又はスキップ払い手数料</u>のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。</p>
<p>第3章 <ショッピング利用支払方法変更サービス、ショッピングリボルビング払い事前登録サービス特約></p> <p>本特約は、「ショッピング利用支払方法変更サービス（通称「あとリボ・あと分割」サービス）」（以下「あとリボ・あと分割」といいます）、及び「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス（通称「リボ宣言）」（以下「リボ宣言」といいます）を利用する会員にのみ適用されます。</p> <p>第39条（あとリボ・あと分割）</p> <p>1. あとリボ・あと分割とは、会員がショッピング利用時に指定した支払方法（1回払い・2回払い・ボーナス1回払い・分割払い・ボーナス併用分割払い）を、会員が別途当社の定める日までに所定の方法で申し出をし、当社がそれを認めた場合、初回約定支払日（ボーナス1回払いを除き当初の初回約定支払日）を変更することなく、異なる支払方法に変更できるサービスです。</p> <p>【新設】</p>	<p>第3章 <ショッピング利用支払方法変更サービス、ショッピングリボルビング払い事前登録サービス特約></p> <p>本特約は、「ショッピング利用支払方法変更サービス（通称「あとリボ・あと分割、<u>スキップ払い</u>」サービス）」（以下「あとリボ・あと分割、<u>スキップ払い</u>」）といいます）、及び「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス（通称「リボ宣言）」（以下「リボ宣言」といいます）を利用する会員にのみ適用されます。</p> <p>第39条（あとリボ・あと分割、<u>スキップ払い</u>）</p> <p>1. あとリボ・あと分割とは、会員がショッピング利用時に指定した支払方法（1回払い・2回払い・ボーナス1回払い・分割払い・ボーナス併用分割払い）を、会員が別途当社の定める日までに所定の方法で申し出をし、当社がそれを認めた場合、初回約定支払日（ボーナス1回払いを除き当初の初回約定支払日）を変更することなく、異なる支払方法に変更できるサービスです。 <u>なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払方法を変更することはできません。</u></p>

改定前	改定後
<p>【新設】</p> <p><u>2.</u> あとリボによるお支払いは、あとリボの申し出時当社に登録されている支払コースによるものとします。</p> <p><u>3.</u> 本条第1項の変更がされた場合、会員は、カード会員規約のショッピング条項に定めるリボルビング払い又は分割払いの手数料の規定に従い、当該ショッピング利用代金に加えて、リボルビング払い手数料又は分割払い手数料を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。</p>	<p><u>2.</u> <u>スキップ払いとは、会員がショッピング利用時に1回払いと指定した支払方法を、会員が別途当社の定める日までに所定の方法で申し出をし、当社がそれを認めた場合、1回払いのショッピング支払金の支払月を最大6ヵ月迄延長することができるサービスです。なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払方法を変更することはできません。</u></p> <p><u>3.</u> あとリボによるお支払いは、あとリボの申し出時当社に登録されている支払コースによるものとします。</p> <p><u>4.</u> 本条第1項<u>及び第2項</u>の変更がされた場合、会員は、カード会員規約のショッピング条項に定めるリボルビング払い又は分割払いの手数料、<u>スキップ払い手数料</u>の規定に従い、当該ショッピング利用代金に加えて、リボルビング払い手数料又は分割払い手数料、<u>スキップ払い手数料</u>を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項<u>及び第2項</u>で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。</p>

以上